

情報提供

那医発第 59 号
令和5年4月18日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 平良直人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」並びに『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関するQ&Aについて」の改訂についての通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致します。お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 7 8 号 F
令 和 5 年 4 月 1 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖
(情報システム担当)



『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」並びに『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関する Q&A について」の改訂について」

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、厚生労働省より『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」並びに『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関する Q&A について」の改訂について」、令和4年1月に改訂された「オンライン診療の適切な実施に関する指針」より、セキュリティ並びに不適切なオンライン診療を防止するために見直された旨の内容となっております。

指針は、「V.指針の具体的適用」において、本人確認、医師の本人証明、医師であることの証明（1.（4）や不適切なオンライン診療を防止するために、医療機関の問い合わせ先の明示することや、ホームページや院内掲示に本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を公表すること（2.（1））としています。その他、情報セキュリティやプライバシーの観点から、医療機関が行うべき対策（2.（5）1）、オンライン診療システム事業者が行うべき対策（2.（5）2）、患者に実施を求めるべき内容（2.（5）3））について更新されております。

Q&A においては、患者合意における「明示的に確認すること」の明確化（Q3）としての署名等の在り方についても示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」並びに『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関する Q&A について」の改訂について」

(令和5年4月6日(日医発第69号(地域)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp